

議案第 1 1 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て市道路線を次のとおり認定する。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するため提案するものです。

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	05-100 号線	つくし野 4 丁目 1 0 0 7 番 1 4	つくし野 4 丁目 1 0 0 7 番 1 2
		つくし野 4 丁目 1 0 0 7 番 1 1	
2	17-048 号線	寿 1 丁目 1 9 5 4 番 1 1	寿 1 丁目 1 9 5 4 番 1 2
		寿 1 丁目 1 9 5 4 番 1 2	
3	36-024 号線	都部 5 7 番 6	都部 5 7 番 8
		都部 6 2 番 3	
4	44-033 号線	日秀 2 6 4 番 5	日秀 2 6 3 番 1 1
		日秀 2 6 3 番 1 1	
5	45-049 号線	中里 2 4 3 番 2 4	中里 2 4 3 番 2 2
		中里 2 4 3 番 7	
6	47-214 号線	新木 1 8 5 1 番 4	新木 1 8 5 1 番 6
		新木 1 8 5 1 番 7	